様式第１-１（第４条第１項）

令和●●年●●月●●日

（公益財団法人）

　　　　日本デザインナンバー財団 理事長 殿

　申請者名：

代表者職名：

氏　　　名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所　在　地：

一般旅客運送事業種別（「〇印」、申請する車両台数記入）

　 「一般乗合」、「一般貸切」、「一般乗用」、「貸与する者」

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請車両台数合計 |  | 申請車両台数合計 |  | 申請車両台数合計 |
|  |  |  |  |  |

　　　東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業

助成金交付申請書

　標記事業について、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成実施要領第４条第１項の規定に基づき下記書類を添えて申請します。

　また、本件申請に際し当該実施要領、要項等の内容を理解しています。

　なお、本件申請に際し必要となる下記書類の一部または全部の添付が不足している場合は、貴財団における受付対象外となることについては予め承知しています。

記

　　１．（様式第１-１）：交付申請書（本紙）

２．（様式第１-２）：申請書類送付時のチェックリスト

　　３．（様式第１-３）：確約書

４．（様式第１-４）：助成対象事業内容及び経費内訳（車両ごとに作成）

５．導入車両に係る見積書(写し) 、（車両ごとに作成）

６．リフト付きバスについて、以下に記載の見積書（車両ごとに作成）

「リフト付きバス車両価格」と「同じ製造メーカ・同型のリフトを装着　していない通常のバス車両価格」の見積書。ただし、様式第１－４の助成対象経費欄に記載の各項及び金額の明示があるものに限る。

７．（様式第１-５）：貸与する者の提出様式（車両ごとに作成）

８．（様式第１-６）：担当者連絡先

　　９．一般旅客自動車運送事業者「乗合（路線定期運行に限る）」または「貸切」若しくは「乗用（福祉輸送輸送事業を除く）」であること確認できる資料（認可書、許可書等（写し））

　　１０．「貸切バス事業者」または「乗用事業者（福祉輸送輸送事業を除く）」について、東京都内を営業区域とすることの証明資料（写し）

１１．貸切バス事業者にあっては、安全性評価認定書（写し）

１２．会社概要及び業務内容がわかる資料

１３．その他、当財団において指示する資料

**（留意事項）**

以下に記載の書類について、実績報告を行う際に提出が必要となりますので予めご留意のこと。

また、実績報告について、複数車両の申請を行う際は、全ての車両の実績報告書が整った状態で提出のこと。

車両導入完了は、令和２年７月２３日までに行う必要があります。

　 自動車検査証の初度登録欄記載の年月は令和２年７月以前、かつ、登録年月日欄記載の年月日は令和２年７月２３日以前であること。

移動円滑化適合していること等の確認書類（実績報告時に提出）について

(1)ノンステップバスの場合、下記（注意１）記載の書類

(2)リフト付きバスの場合、下記（注意２）記載の書類

(3)ユニバーサルデザインタクシーの場合、下記（注意３）記載の書類

（注意１）ノンステップバスに係る移動円滑化適合の確認について、実績報告時において実施要領第１０条に基づく以下の書類が必須となりますので予め留意のこと。

「標準仕様ノンステップバス認定書(写し)」。ただし当該認定書記載の車名及び型式が、自動車検査証の車名及び型式名欄に記載されていること。

（注意２）リフト付きバスに係る移動円滑化適合の確認について、実績報告時において実施要領第１０条に基づく以下（①，②、③の何れか）の書類が必須となりますので予め留意のこと。

1. 「『移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示』に規定する自動車であることの証明書」(写し)。なお、証明者の氏名または名称については、国産車については自動車製作者または自動車の改造を行った者とし、輸入車については自動車販売者又は自動車の改造を行った者の記名・押印・年月日の記載がある証明書
2. 自動車検査証(写し)。ただし、当該検査証備考欄に「リフト付きバス」と記載があるものに限る。
3. イ：移動円滑化基準に適合している旨を記載した自認書。

ロ：リフト付きバス車両のカラー（デジカメ）写真をＡ４サイズ

用紙に貼付けプリントしたもの。ただし、車両（前・後・左・右）写真(ナンバープレートが確認できるもの）、リフトの全体、側面(左・右)、下降時(左・右)、上昇時(左・右)、格納時、車内からの写真、操作盤、などリフト装着が確認できる写真とすること。

（注意３）ユニバーサルデザインタクシーに係る移動円滑化適合の確認について、実績報告時において実施要領第１０条に基づく以下の書類が必須となりますので予め留意のこと。

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定書(写し)」。ただし　当該認定書記載の車名及び型式が、自動車検査証の車名及び型式名欄に記載されていること。

貸切バス事業者の者安全性評価認定制度の有効期間内であること

1. 貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けていること
2. 当該認定期間内であること